

川越市週休2日制適用工事要領（土木工事）

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新（改正後）	旧（現行）
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、現場閉所による<u>週休2日</u>に取り組む方式をいう。</p> <p>（1）週休2日</p> <p>ア <u>完全週休2日（土日）</u></p> <p><u>対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行つたと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。</u></p> <p>イ <u>月単位の週休2日</u></p> <p>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p>（2）週休2日</p> <p>ア <u>月単位の週休2日</u></p> <p>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>イ <u>通期の週休2日</u></p> <p>対象期間において、4週8休（現場閉所率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をい</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この要領において「適用工事（現場閉所型）」とは、対象期間において、<u>4週8休以上の</u>現場閉所に取り組む方式をいう。</p> <p>（1）週休2日</p> <p>ア <u>月単位の週休2日</u></p> <p>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p>（2）週休2日</p> <p>ア <u>月単位の週休2日</u></p> <p>対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をい</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>以上を達成しているものとみなす。</p> <p>（イ）通期の週休2日</p> <p>対象期間において、4週8休（現場閉所率が28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>（2）対象期間</p> <p>契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。</p> <p>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p> <p><u>また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なく</u></p>	<p>う。</p> <p>（2）対象期間</p> <p>契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。</p> <p>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、原則として対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>される期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。</u>また、現場閉所による週休 2 日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u>週休 2 日</u>に取り組む方式をいう。</p> <p>(1) 週休 2 日</p> <p>ア 完全週休 2 日</p> <p>対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>4 この要領において「適用工事（交替制）」とは、対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら<u>4週8休以上</u>の休日確保に取り組む方式をいう。</p> <p>(1) 週休 2 日</p> <p>ア 月単位の週休 2 日</p> <p>対象期間において、全ての月で対象者の休日率が<u>28.5%</u>（8日／28日）以上を達成したと認められる状態を</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>日)) 以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>イ 月単位の週休 2 日</p> <p>対象期間において、全ての月で対象者の休日率が<u>28.5%</u>（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</p> <p><u>ただし、月単位の週休 2 日（4週8休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても 28.5%に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。</u></p> <p>また、<u>工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。</u></p> <p>ウ 通期の週休 2 日</p> <p>対象期間において、<u>対象者の休日率が 28.5%（8日／28日）以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 対象期間</p> <p>契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。</p>	<p>いう。</p> <p>イ 通期の週休 2 日</p> <p>対象期間において、<u>4週8休（平均休日率が 28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 対象期間</p> <p>契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。</p> <p>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。</p> <p>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p> <p><u>また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。</u></p> <p><u>やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。</u></p> <p>(5) 休日率</p> <p>休日率 = 対象者の休日数の割合の合計 ÷ 対象者数</p>	<p>元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。</p> <p>なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。</p> <p>やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。</p> <p>(5) 休日率</p> <p>休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数</p>

新（改正後）	旧（現行）															
<p>(6) 削除 (経費の補正)</p> <p>第6条 適用工事（現場閉所型）は、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。</p> <p>※1 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の</p>	<p>(6) 平均休日率 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数 (積算方法等)</p> <p>第6条 適用工事（現場閉所型）は、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>「適用工事（現場閉所型）」の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>「適用工事（現場閉所型）」の 補正係数経費</th> <th>月単位の週休 2日</th> <th>通期の週休 2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1. 04</td> <td>1. 02</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1. 02</td> <td>1. 02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1. 03</td> <td>1. 02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1. 05</td> <td>1. 03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使</p>	「適用工事（現場閉所型）」の 補正係数経費	月単位の週休 2日	通期の週休 2日	労務費	1. 04	1. 02	機械経費（賃料）	1. 02	1. 02	共通仮設費率	1. 03	1. 02	現場管理費率	1. 05	1. 03
「適用工事（現場閉所型）」の 補正係数経費	月単位の週休 2日	通期の週休 2日														
労務費	1. 04	1. 02														
機械経費（賃料）	1. 02	1. 02														
共通仮設費率	1. 03	1. 02														
現場管理費率	1. 05	1. 03														

新（改正後）	旧（現行）												
<p>4) . . . .</p> <p><u>労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。</u></p> <p>「適用工事（現場閉所型）」の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th><th>完全週休2日（土日）</th><th>月単位の週休2日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr> </tbody> </table> <p>※2 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。</p> <p>2 適用工事（交替制）は、完全週休2日を達成した場合の補正係数を乗じ、工事費を積算して予定価格を作成する。  <u>また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。</u>      なお、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</p>	経費	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	共通仮設費率	1.02	1.01	現場管理費率	1.03	1.02	用すること。
経費	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日											
労務費	1.02	1.02											
共通仮設費率	1.02	1.01											
現場管理費率	1.03	1.02											

新（改正後）	旧（現行）																		
<p>い場合は、請負代金額の補正係数を<u>月単位</u>の週休2日に変更するものとし、<u>月単位</u>の週休2日に満たない場合は、<u>通期の週休2日の達成有無に関わらず</u>、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p><u>天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。</u></p> <p>「適用工事（交替制）」の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>完全週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理费率</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。</p> <p>（工事成績評定）</p> <p>第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。<u>ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られ</u></p>	経費	完全週休2日	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	現場管理费率	1.03	1.02	<p>「適用工事（交替制）」の補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>月単位の週休2日</th> <th>通期の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理费率</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。</p> <p>（工事成績評定）</p> <p>第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。</p>	経費	月単位の週休2日	通期の週休2日	労務費	1.04	1.02	現場管理费率	1.03	1.01
経費	完全週休2日	月単位の週休2日																	
労務費	1.02	1.02																	
現場管理费率	1.03	1.02																	
経費	月単位の週休2日	通期の週休2日																	
労務費	1.04	1.02																	
現場管理费率	1.03	1.01																	

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>なかった場合は、工程管理の考查項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年4月10日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和8年1月20日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和6年11月1日から施行する。</p>